

徳島市職員に対する不当な働きかけ等の防止等に関する取扱要綱の運用状況について

徳島市では、市政に対する要望や意見などを記録する制度として「徳島市職員に対する不当な働きかけ等の防止等に関する取扱要綱」を施行しています。

本制度は、公平性・透明性の高い市政の推進等を図ることを目的としており、毎年度、その運用状況について公表することとしています。

平成29年度における要望等の件数については、次のとおりです。

1 要望等の総件数

対象年度	総件数	うち不当な働きかけ・不当要求
		平成29年度 (平成29年6月～平成30年3月)

[補足]

- (1) 上記件数は、企業局及び行政委員会等を含めた全部局を対象に、職員が要望等記録票又はそれに準じた報告書を作成した件数としています。
- (2) 「要望等」は、職員に対して行われる当該職員の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為を指します。
- (3) 「不当な働きかけ」は、要望等のうち、正当な理由なく、特定の者に対して著しく有利又は不利な取扱いをすること等を職員に求めるものを指します。
- (4) 「不当要求」は、要望等のうち、暴力行為、強要、脅迫、威圧的な言動その他の社会常識を逸脱した言動を伴う行為を指します。

2 種類別

種類	要望・依頼	相談	提言・提案	意見・苦情	その他	合計
市長部局	3,868件	202件	17件	400件	154件	4,641件
行政委員会等	16件	1件	0件	9件	0件	26件
企業局	1,610件	2件	0件	20件	0件	1,632件
合計	5,494件 (87.2%)	205件 (3.3%)	17件 (0.3%)	429件 (6.8%)	154件 (2.4%)	6,299件 (100%)

3 要望者別

個人	事業者・団体等	市議会議員等	その他	合計
3,259件 (51.7%)	1,684件 (26.7%)	570件 (9.1%)	786件 (12.5%)	6,299件 (100%)